

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月16日

杉並区長 田 中 良

### 杉並区条例第3号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和29年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3,064人」を「3,063人」に、「419人」を「296人」に、「129人」を「66人」に、「548人」を「362人」に、「10人」を「12人」に、「7人」を「10人」に、「3,649人」を「3,467人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定数)</p> <p>第4条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） <u>3,063人</u></p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管する学校の職員</p> <p>ア 教育委員会及び学校の事務部局の職員 <u>296人</u></p> <p>イ 学校教育職員 <u>66人</u></p> <p>計 <u>362人</u></p> <p>4 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>12人</u></p> <p>5 監査委員の事務部局の職員 <u>10人</u></p> <p>6 略</p> <p>合計 <u>3,467人</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第4条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） <u>3,064人</u></p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管する学校の職員</p> <p>ア 教育委員会及び学校の事務部局の職員 <u>419人</u></p> <p>イ 学校教育職員 <u>129人</u></p> <p>計 <u>548人</u></p> <p>4 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>10人</u></p> <p>5 監査委員の事務部局の職員 <u>7人</u></p> <p>6 略</p> <p>合計 <u>3,649人</u></p> <p>2～4 略</p>